

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 12 回総会 次第	
日 時	令和 7 年 (2025 年) 3 月 27 日 (木) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、11 番 郷原均、 12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・植竹事務職員
欠席委員	10 番 飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。10 番 飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、6 番 落合委員、7 番 和田委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、1 番 関根委員、2 番 石原委員に お願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 33 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定 による受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いた します。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 33 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定 による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、以降は 着席してご報告します。 本報告は、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会 議が農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する農地 売買等事業の実施する際に必要な農地法第 3 条の届出について、2 月 12 日から 3 月 10 日までに受理し処理した案件について報告する ものです。 譲受人である公益社団法人神奈川県農業会議は、今後、譲渡人と 売買契約を締結し当該農地の所有権移転登記を行う予定です。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 3 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 2 月 25 日に専決処分いたしました。

	続きまして1ページの番号2と、3ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年2月25日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第34号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第34号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について2月12日から3月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の4～10ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、6ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年3月10日に専用住宅へ転用のため、令和7年2月18日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号2と、7ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年3月10日に共同住宅へ転用のため、令和7年2月20日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号3と、8ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年3月17日に共同住宅へ転用のため、令和7年2月20日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号4と、9ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年5月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年3月4日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号5と、10ページの整理番号5の案内図をご覧ください。

	対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年3月24日に専用住宅へ転用のため、令和7年3月6日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、2月12日から3月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の11～15ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 11ページの番号1と、13ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年3月7日に専用住宅へ転用のため、令和7年2月25日に専決処分いたしました。 続きまして11ページの番号2と、14ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年4月30日に専用住宅へ転用のため、令和7年3月4日に専決処分いたしました。 続きまして12ページの番号3と、15ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年7月3日に専用住宅へ転用のため、令和7年3月11日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

	事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 - はじめに、農地法第3条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。 次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 それでは、議案第43号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 お手元の送付資料16ページの議案書、17～21ページの議案第43号参考資料①～⑤をご覧ください。 17ページ参考資料①の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地となります。 本件は、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキストの8ページに記載のとおり、個人の基本要件である、①全部効率要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 の3つを満たしていることが条件となります。 まず、テキストの9ページに記載されている「全部効率要件」についてご説明します。これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。 申請人は、現在、農地は所有していないものの、研修を受講し、他市での経験もあることから、農地として適正に管理することが可能であると判断されており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。 次に、議案第43号 参考資料⑤「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」について、ご説明いたします。 同要綱は令和5年4月1日に農水課において定めたもので、鎌倉市内の農地を自ら借り受け、新たに農業経営を営もうとする方（非農家出身）は、第2条の新規就農者の要件を満たすことが求められます。 新規就農者で農地法第3条の許可について申請があった際についても、同要綱を満たす者であることを必要な要件としています。 申請人は現在、農地を所有していないことから、鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱の第2条第2号の要件を満たすため、令和2年4月～令和3年3月まで横須賀市の認定農業者

	の元で研修を受けています。当該内容については横須賀市担当者に研修先である認定農業者の名前等に間違いはないかどうか、また、研修先である認定農業者に受入期間等、詳細を電話で事務局より確認済みです。 次に、テキスト 10 ページの 3 「農作業常時従事要件」についてですが、申請人が農作業に従事する日数が 150 日以上であることを確認するものです。 従事者のうち、申請者が年 250 日従事しているとのことで、要件を満たしています。 最後に、テキスト 10 ページに記載の 4 「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 こちらについても、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。 また、議案第 43 号 参考資料②の営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「これからの営農計画」などを記載していますので、ご覧ください。 農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11 番(郷原委員)	議長。11 番。3 月 18 日(火) 午前 11 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の市川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案第 43 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 43 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ならびに、日程第 6、議案第 45 号、農地法第 3 条の

	規定による許可申請について、2件まとめて上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について、ならびに、日程第6、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、 2件まとめてご説明いたします。 農地法第3条についての説明は割愛させていただきます。 それでは、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 送付資料22ページの議案書及び23ページの参考資料①、24ページの議案書及び25ページの参考資料①をご覧ください。 23ページ、25ページの参考資料①の白抜きの土地が、本件の対象地です。 参考資料①及び②の斜線地は現在、譲受人が耕作している土地です。 なお、本件は、議案書記載のとおり、法人名で、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキストの8ページに記載のとおり、法人(農地所有適格法人)の基本要件である、①全部効率要件 ②農地所有適格法人要件 ③農作業常時従事要件 ④地域との調和要件 の4つを満たしていることが条件となります。 まず、1つ目の「全部効率要件」についてですが、申請人は、すべての土地について問題なく耕作し、ブドウの作付けを行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。 続いて2つ目の「農地所有適格法人要件」についてですが、譲受人である法人は、過去に農地法第3条の許可済の実績があり、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しています。 続いて3つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、従事者のうち、申請者が年250日従事しているとのことで、要件を満たしています。 最後に、4つ目の「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 こちらについても、現在、すべての土地について問題なく耕作し、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。 農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12番(市川委員)	議長。12番。3月18日(火)午前11時30分より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告

	します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま す。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 44 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 44 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第45号について、採決いたします。 議案 第 45 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第45号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案 第46号、非農地証明について、上程いたし ます。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 7、議案第46号、非農地証明について、ご説明いた します。 送付資料の26ページの議案書、27ページの議案第46号参考資料① 及び28ページの議案第46号参考資料②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係 る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法 上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、参考資料②に記載の12項目のいずれかに該当する転 用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難 な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の 6 項目に該当す るかを確認します。 【要件 6 項目】 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の 立地等の 条件が 審査基準に 規定する 農地区分 甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立 地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。

④ 当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。

⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。

⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は宅地となっています。

そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、①に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一段の農地の区域内になく、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺に一部農地がありますが、過去にこれらの農地の土地所有者から営農条件に支障をきたしている旨の申し出はないため、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。

④「当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。」については、対象地は宅地内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は宅地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。

⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成19年（2007年）当時の国土地理院の航空写真で現地を確認しても、対象地が宅地となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。

よって非農地の要件6項目をすべて満たし、宅地であることから、非農地として判断しようとするものです。

	本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11 番(郷原委員)	議長11番。3月18日(火)午前11時30分より、平井会長、現況証明委員の市川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、宅地となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第46号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第46号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第47号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和7年度最適化活動の目標の設定(案)について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第8、議案第47号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和6年度最適化活動の目標の設定(案)についてご説明いたします。 送付資料の29ページ、30ページの議案第47号 参考資料①及び31ページ～40ページの議案第47号 参考資料②をご覧ください。 それでは説明させていただきます。 こちらは農業委員会による最適化活動の推進について、令和4年2月2日付けで農林水産省経営局長より発出された通知により作成することとなった目標で、内容をご説明させていただきますと、農業委員等による農地の最適化活動は農地の出し手及び受け手の意向の把握、その把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り活動など多岐にわたり、またその活動については透明性を確保する必要があることから、令和4年度より毎年、最適化活動の目標設定とそれに対する点検・評価について、農業委員会等に関する法律第37条の情報の公表に位置付けることとされました。(なお、令和6年度の活動目標については令和6年度3月総会にてお諮りし議決を得て公表しております。) これにより、農業委員会は毎年度、農地の最適化に関する目標設定、点検・評価を行い、またそれを農業委員会ネットワーク機構の

	確認を受けたうえで都道府県知事に報告、公表しなければならないこととされました。 よって、本議案では令和7年度の最適化活動の目標の設定について、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、農業委員会ネットワーク機構である神奈川県農業会議には事前に確認済であることから、神奈川県知事への報告、公表を行う予定です。 目標設定の資料につきましては、参考資料①をご確認ください。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第47号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第47号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第9、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを3月18日(火)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、開発審査課1名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計8名で実施しました。 違反地については、「諸般の報告1 参考資料」のとおりです。 ①の[]の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。②[]及び③[]所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。 次回の農地パトロールは、9月頃に、農業委員3名、農業委員会事務局2名、市の開発審査課職員1名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計8名で実施予定です。 対象の委員は、9番 三橋委員、10番 飯田委員、11番 郷原委員に

お願いします。なお、実施の通知につきましては、日程が確定次第、共有させていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告 2、生産緑地地区の取得のあっせん協力について、ご報告します。

本日お配りしました資料、諸般の報告 2 参考資料①～③をご覧ください。

まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。

参考資料①の「生産緑地買い取り申出に関するフロー」をご覧ください。

買い取り申出は、フロー図の左上のとおり、耕作者の死亡または故障による場合、指定後30年を経過した場合のみ行うことができます。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限されることとなります。

この制限を解除できるのは、市も、農業者も買い取らなかった場合のみフロー図の右下のとおりとなります。

なお、死亡または故障の場合は、買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。(その人が主で農業をやっていたことの証明。)

本件については、令和7年2月5日に、土地所有者から市長に買い取り申出が行われ、令和7年2月25日付で、市としては申出地を買取らない旨の決定がなされたものです。

生産緑地法第13条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第17条の2、あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる旨規定されていることから、令和7年2月26日付で、鎌倉市都市計画課から当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。

生産緑地法第14条の規定により、買い取りの申し出があった日から起算して3ヶ月以内(令和7年2月5日：申出日による)に所有権移転が行なわれなかったとき(誰も買い取らなかったとき)は、当該生産緑地の行為の制限は解除されることとなります。

農業者が当該地を農地として購入する場合は、農業委員会での許可申請手続きが必要であるため、対象地の購入希望の方の情報がありましたら、令和7年4月10日までに事務局に申請するようお願いください。

また、行為制限解除後は農業委員会への届出による農地転用が可能となります。

なお、JAに対しても、市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行う予定とのことです。

	次に、諸般の報告 3、令和 7 年度鎌倉市農業委員会総会日程について、報告いたします。 本日お配りしております、諸般の報告 3 参考資料をご覧ください。来年度の日程について、毎月 25 日を目安に設定させていただきました。委員の皆様におかれましては、スケジュール調整の程、よろしくお願いします。 次に、諸般の報告 4、全国農業新聞購読料の改定について、報告いたします。 神奈川県農業会議から令和 8 年 4 月から月額 700 円を 900 円に改定すると連絡がありました。 詳細については、お手元の「諸般の報告 4 参考資料①」をご覧ください。 次に諸般の報告 5、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。 作業は、4 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から 2 時間で全体の除草作業を行います。 当日は、C グループが担当の順番になりますが、作業量が多いため全員で行いますので、A・B・C グループでお願いしたいと思います。 駐車スペースですが、農地の脇に縦列駐車が出来ますので、到着した方から順番に詰めて駐車いただきますようお願いいたします。 当日が雨天の場合は、4 月 15 日（火）の午後 1 時 30 分から延期します。 次に、諸般の報告 6、次回の総会は、4 月 24 日（木）午後 3 時 30 分からで、会場は鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和 6 年度第 12 回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 6 番 落合 三三	
議事録署名委員 7 番 和田 雅夫	